

## 議 事 内 容

専務理事	第 78 回常設審議委員会の定刻となりました。 はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
会長	(挨拶)
専務理事	ここで、常設審議委員が交代されておりますのでご紹介いたします。 〇〇農業委員会の〇〇委員が新しく就任されました。 〇〇委員より一言ご挨拶をお願いします。
〇〇委員	(挨拶)
議長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから第 78 回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本日の出席状況を報告してください。
専務理事	本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。 常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
議長	次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
農業会議事務局	(資料 1 により報告)
議長	本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が第 5 条・3 件のほか、「令和 4 年度農地利用の最適化を強化するための意見書 (案) について」を議題としています。 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。
議長	また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。

議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇市（町）・〇〇委員と〇〇市（町）・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	〇〇市（町）の事務局が会場を間違えておられてまだお見えになっていませんので、順番を入れ替えさせていただきます。
議長	はじめに、「令和4年度農地利用の最適化を強化するための意見書（案）」について、農業会議事務局からお願いします。
農業会議事務局	（資料2により説明）
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	私たちが望むところがほとんど網羅されているので安心しました。農業委員会職員が足りないということについてですが、うちの方でも職員が1人産休で休まれている、体の調子が悪いのもあって2年位になります。地域の方からの要望とか、今我々が農業委員会でやっていることなどを、なかなか思ったように進めることができない状況です。ですから、この職員の増員については、是非強くお願いしたいと思います。
〇〇委員	私もそれについては大賛成です。私は人事異動の前に、市（町）長まっすぐ頼むか、総務部長に自分の意見を言いに行っています。農業委員会は農地法などを知っている方に継続してもらわないと難しいと思います。
議長	これについては、来月県に行ったときにお願いをしたいと思います。他にご意見等ございませんか。
常設審議委員	（意見等なし）
議長	それでは、事務局がお見えになりましたので、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	まず、〇〇農業委員会から、先月保留分と今月上程分の2件について、説明をお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-1、5-2について、資料に沿って説明)

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 (整理番号5-3について、資料に沿って説明)

議長 農地法第5条関係3件について説明がありました。  
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の調整池及び倉庫用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の特定建築条件付売買予定地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 農地価格が10,000千円/10aとなっておりますが、宅地の場合は周辺もその位で売買されているのですか。

〇〇農業委員会 〇〇〇〇は若干高く買われています。他のところは大体6,000千円とか7,000千円とかです。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 特定条件付というのはどういうものですか。

〇〇農業委員会 今までは分譲住宅については建売分譲住宅のみだったのですが、建売だと今のニーズに合わないということで、以前の条件付き分譲住宅のような形でできるようになりました。ただ、土地の売買契約をして3ヶ月以内に建築の契約をしないと売買契約が破棄されるという要件を付けなければならない、また、造成業者が区画割りをして、売れないと判断した場合は、その業者が残地に家を建築するという契約書を取らないといけないということになっています。

〇〇委員 じゃあ土地だけ売って、あとは買った人が自分で建てたい家を建てるということですか。

〇〇農業委員会 そうです。ここの資金計画の建設費については、仮に全部売れなかった場合に全棟建てる資力を見えています。

〇〇委員 はい、ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備設置用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 申請理由が、耕作者が高齢となり茶栽培が困難となっていたが、後継者が見つからずとなっていますが、後継者というのは申請者の子どもさんを指すと思いますので、耕作者が見つからなかったというのが的確な表現じゃないかなと思います。

〇〇農業委員会	そうですね、ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係3件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
議長	それでは、最後にその他の項目について、事務局よりお願いします。
農業会議事務局	(資料3により説明。)
議長	それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。
〇〇委員	皆さま、お疲れさまでした。 今回は10月17日となりますので、ご予定をお願いします。

---

14時15分